

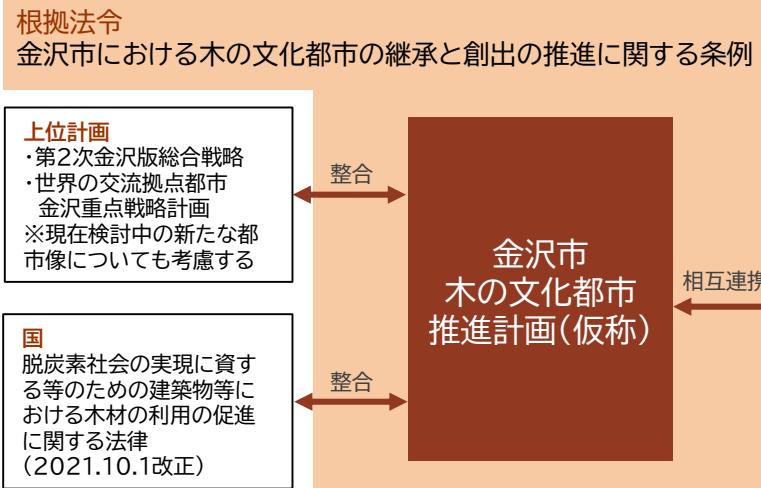
金沢市木の文化都市推進計画(仮称)骨子案

(1/2)

1.概要

歴史・自然・文化と調和した金沢ならではの木の文化都市の実現を目指して、金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例に基づく、「金沢市木の文化都市推進計画」を策定します。

【本計画の位置づけ】



【計画期間】

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

2.「木の文化」とは

(1)「木の文化」の定義

「木の文化」とは、「木」がつくりだす自然環境や建物、工芸品などの「木の質感」を感じさせるものを、まちなみや生活に幅広く取り入れることによってつくられる文化のことです。

建物やまちなみだけではなく、生活のなかで触ることのできる工芸品やストリートファニチャー等も、木の文化に含まれます。

- 「木の文化」に含まれるもの
- 木造建築(伝統工法、在来工法、新工法)
 - 木の装い(木材を用いた建築物の内外装)
 - 木工品(木を用いた工芸品、家具、道具、生活用品など)
 - 公共空間における木造品(ストリートファニチャーやゲートなど)
 - 樹木(街路樹、敷地内樹木、庭園、緑地、森林)

(2)「木の文化都市」の定義

「木の文化都市」とは、「木」が持っている環境や人に優しいという優れた特徴を、まちづくりに生かし続けることができる都市のことです。

具体的には、以下のように「木」が持つ特徴を生かす都市とします。

- 「木の文化都市」とは
- 「木」にこだわり、まちの随所に「木」があるまち
 - 「木」がくらしや生業に溶け込んだまち
 - 「木」が供給から活用まで循環するまち

3.エリア別のまちづくり方針

基本方針(4.施策の体系参照)に基づき、施策を進める推進エリアを定めます。

【推進エリアの考え方】

推進エリアは金沢市全域とし、大きく二つのエリアに区分します。
そのうち①まちづくりエリアについて、施策に応じた3つの区域を設定します。

①まちづくりエリア

おおむね市街化しており、建築物や公共空間、人の営みに関してまちづくりとして取組を進めるエリア

a.木の文化創出区域

木造の中高層、大規模建築物などの木の文化を創出する新たな取組を促す区域

b.木の文化継承区域

歴史的建築物や歴史的なまちなみの保全など木の文化の歴史文化を継承する区域

c.木の文化推進重点区域

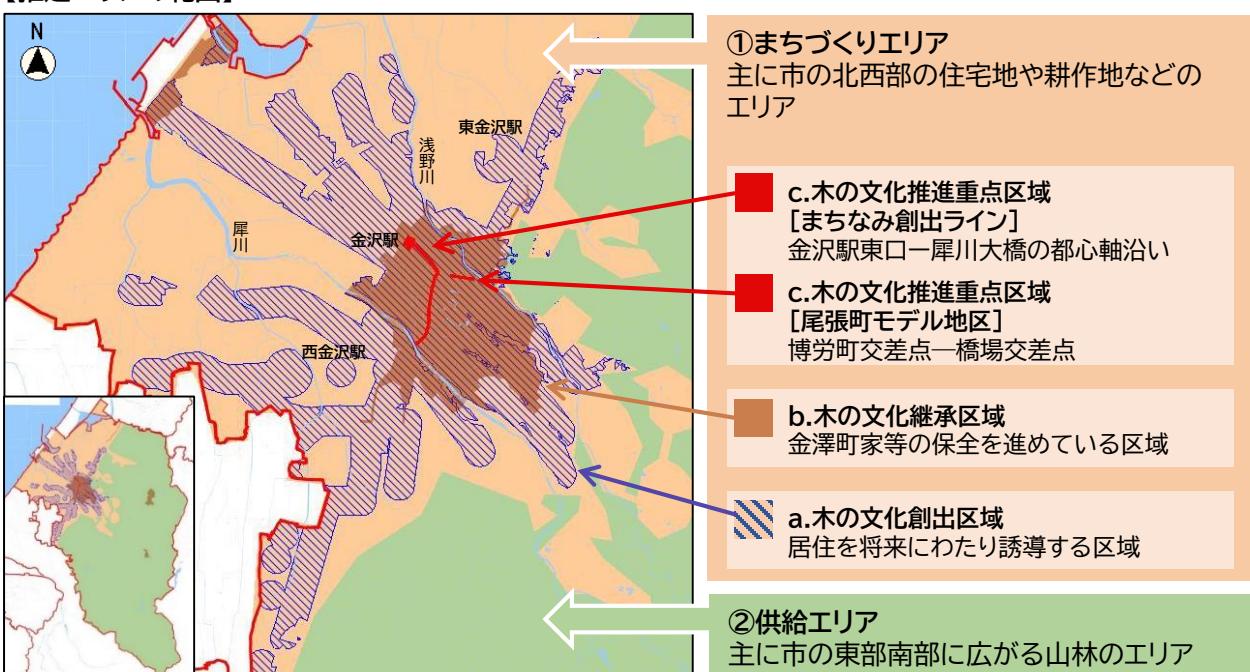
特に集中的に木の文化都市の実現に向けた取組をおこなう区域



②供給エリア

森林等が中心で、新鮮な空気や水、木材や様々な森林資源、またレクリエーションやリフレッシュの場を供給するエリア

【推進エリアの範囲】



4. 施策の体系

目指す姿 木の文化を感じられるくらしとまちをつくる

